

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法に定める定義について、同法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「電波」とは、□A以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の□Bを送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線局」とは、無線設備及び□Cを行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	300万ギガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	300万ギガヘルツ	音響	無線設備の管理

A - 2 次の記述は、アマチュア局の免許について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア局の免許を与えないことができる。

電波法又は放送法に規定する罪を犯し□Aに処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から

□Bを経過しない者

無線局の□Cの□Dを受け、その□Dの日から□Bを経過しない者

	A	B	C	D
1	懲役	3年	免許	取消し
2	懲役	2年	運用	停止の命令
3	罰金以上の刑	3年	運用	停止の命令
4	罰金以上の刑	2年	免許	取消し

A - 3 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行うときは、どうしなければならないか、電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 3 工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 工事設計を変更したときは、その旨を電波法第10条の検査（落成後の検査）の際に申し出なければならない。

A - 4 無線局の免許状に記載した事項に変更を生じたときにとるべき措置に関する次の記述のうち、電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状を訂正し、再免許の申請の際にその旨を申し出なければならない。
- 2 免許人は、免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許人は、免許状を訂正し、必要な書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。
- 4 指定事項以外の記載事項に変更を生じた場合は、免許人は、免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A - 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の□A、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する□Bが、総務省令で定める限度をこえて他の□Cに支障を与えるものであってはならない。

- | | A | B | C |
|---|---------|-----------|---------|
| 1 | 偏差及び幅 | 電波又は高周波電流 | 無線設備の機能 |
| 2 | 偏差及び幅 | 電波 | 無線局の運用 |
| 3 | 偏差及び安定度 | 電波又は高周波電流 | 無線局の運用 |
| 4 | 偏差及び安定度 | 電波 | 無線設備の機能 |

A - 6 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、□内に入れるべき字句の正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の□パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

- | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|
| 1 | 0.5 | 2 | 1 | 3 | 1.5 | 4 | 2 | 5 | 2.5 |
|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|

A - 7 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし、誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 「A1A」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的とするものを表示する。
- 「C3F」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって独立側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのもものを表示する。
- 「J3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもものを表示する。
- 「F7D」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である2以上のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のもものを表示する。

A - 8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□Aによって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る□Bによっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

- | | A | B |
|---|----------------|----------------|
| 1 | 外囲の温度若しくは湿度の変化 | 電源電圧又は負荷の変化 |
| 2 | 外囲の温度若しくは湿度の変化 | 振動又は衝撃 |
| 3 | 電源電圧又は負荷の変化 | 外囲の温度若しくは湿度の変化 |
| 4 | 電源電圧又は負荷の変化 | 振動又は衝撃 |

A - 9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) **A** (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に **B** であること。
 (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、**C** を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 非常の場合の無線通信	記載されたものの範囲内	の(1)から(4)までに掲げる通信
2 非常の場合の無線通信	記載されたもの	の(1)から(6)までに掲げる通信
3 非常通信	記載されたものの範囲内	の(1)から(6)までに掲げる通信
4 非常通信	記載されたもの	の(1)から(4)までに掲げる通信

A - 10 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、**A** 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような**B** を与えないように運用しなければならない。ただし、**C** については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	混信	遭難通信
3 放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
4 放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 11 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 2 空中線電力を低下させた後で呼出しをしなければならない。
- 3 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間経過した後でなければ呼出しをしてはならない。

A - 12 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局が応答しない場合は、直ちに応答しなければならない。
- 2 試験電波を発射して相手局に再度の呼出しを喚起しなければならない。
- 3 応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「QRA?」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A - 13 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、□Aの確保又は秩序の維持のために必要な通信を□Bに行わせることができる。
の規定による処分に違反した者は、□C以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	交通通信	無線局	1年
2	交通通信	電気通信事業者	2年
3	電力の供給	無線局	2年
4	電力の供給	電気通信事業者	1年

A - 14 次の記述は、総務大臣が行う処分について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、アマチュア無線局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A以内の期間を定めて□Bの停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、□C若しくは空中線電力を制限することができる。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2	6箇月	電波の発射	周波数
3	3箇月	無線局の運用	周波数
4	3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A - 15 次の記述は、罰則について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□Aの用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは□Bの用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて□Cは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	電気通信業務又は公共業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	無線通信を妨害した者
2	電気通信業務又は公共業務	鉄道事業に係る列車の運行の業務	経済的損害を与えた者
3	電気通信業務又は放送の業務	ガス事業に係るガスの供給の業務	経済的損害を与えた者
4	電気通信業務又は放送の業務	鉄道事業に係る列車の運行の業務	無線通信を妨害した者

A - 16 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、電波法の規定に照らし、正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者

A - 17 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 3,200 kHz ~ 3,230 kHz
- 2 3,230 kHz ~ 3,400 kHz
- 3 3,500 kHz ~ 3,900 kHz
- 4 3,900 kHz ~ 3,950 kHz
- 5 3,960 kHz ~ 4,000 kHz

A - 18 次の記述は、許可書について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、無線通信規則に定める例外を除く。

許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、□B□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | A | B |
|--------------|-----------|
| 1 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |
| 2 設置し、又は運用する | 無線通信規則の規定 |
| 3 運用する | 電気通信の秘密 |
| 4 運用する | 無線通信規則の規定 |

A - 19 次の記述は、アマチュア業務について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の最大電力は、□A□ が定める。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の□B□ 一般規定は、アマチュア局に適用する。

アマチュア局は、その伝送中 □C□ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

- | A | B | C |
|------------|----------|--------|
| 1 関係主管庁 | すべての | 短い間隔で |
| 2 関係主管庁 | 技術特性に関する | 30分ごとに |
| 3 国際電気通信連合 | すべての | 30分ごとに |
| 4 国際電気通信連合 | 技術特性に関する | 短い間隔で |

A - 20 次の記述は、混信を避けるための措置について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A□ ために

(1) 送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。

(2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、□B□ の □C□ をできる限り利用して、最小にしなければならない。

- | A | B | C |
|-------------|------------|-------|
| 1 混信を避ける | 指向性のアンテナ | 利点 |
| 2 混信を避ける | 送信設備及び受信設備 | 電気的特性 |
| 3 効果的な通信を行う | 指向性のアンテナ | 電気的特性 |
| 4 効果的な通信を行う | 送信設備及び受信設備 | 利点 |

B - 1 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

免許人は、その無線局を□アときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ以内にその免許状を□ウしなければならない。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□エを撤去しなければならない。

□オに違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-----------|
| 1 返納 | 2 空中線 | 3 廃止する | 4 1箇月 | 5 の規定 |
| 6 廃止した | 7 1週間 | 8 廃棄 | 9 送信装置 | 10 又は の規定 |

B - 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、これによらないことができる場合について、電波法施行規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう警告書を掲示している場合

イ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合

ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合

エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できるよう赤色灯で措置されている場合

オ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合

B - 3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則の規定によりアマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

ア 電気通信業務の通信

イ 電波の規正に関する通信

ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

エ 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信

オ 漁業通信

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法の規定により無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならない場合を1、報告を要しない場合を2として解答せよ。

ア 非常通信を行ったとき。

イ 原因不明の重大な混信を受けたとき。

ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。

エ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。

オ 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B - 5 次の記述は、有害な混信の定義について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□アの運用を□イし、又は□ウに従って行う□エの運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを□オし若しくは□イする混信をいう。

- | | | | | |
|-------------|----------|----------|--------|-------|
| 1 その属する国の法令 | 2 無線通信規則 | 3 一時的に発生 | 4 特別業務 | 5 妨害 |
| 6 反覆的に中断 | 7 無線通信業務 | 8 電気通信業務 | 9 安全業務 | 10 制限 |